

1 利用手続等

新座市民総合体育館受付窓口にて「新座市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、利用者登録を行ってください。

- * スポーツ、レクリエーション活動を目的とした団体の方となります。
- * 登録の際は、代表者の方が必ず身分証明書等を持参の上、構成員の氏名、住所、年齢を所定の申請書へ記載してください。
- * 中学生以下の団体の場合は、保護者(成人の責任者)が必要となります。

①登録条件について

◆構成員が10名以上の団体であることが登録条件

市内こども団体登録：新座市に在住又は在学の方が10名以上（構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要）で構成された中学生以下の団体

その他団体登録：上記に満たさない団体

②利用予約申込について

「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約申請手続を行います。仮予約申請後、利用日の1か月前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。利用日の1か月前以降の申請については、申請から1週間以内に納入してください。納入後、本予約申請となります。(納入後は、原則返金できません)

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内子ども 団体	利用月の 3か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から19日まで	抽選申込月の 20日から利用日 の前日まで	《昼間》 土曜：月2単位、 日曜・祝日：月2単位、 平日：制限なし
その他 団体	抽選に参加できません			利用月の2ヶ月前 の1日から利用日 の前日まで	《夜間》 土・日・祝：月2単位、 平日：制限なし

* 「抽選後の空き施設予約申込期間」から曜日問わず利用制限を解除となります。

* 抽選申込は1日連続4時間(2単位)までの申込が可能となります。

2 利用時間

夏時間（4月～10月）

昼間				夜間①	夜間②
7時～9時	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時
				17時～19時	19時～21時30分

冬時間（11月～3月）

昼間				夜間①	夜間②
8時～10時	10時～12時	12時～14時	14時～16時	17時～19時	19時～21時30分

◆夏時間の夜間①(17時～19時)について

夏時間(4月～10月)は夜間①区分で「照明を利用しません」と申出があった場合は、昼間の使用料として納入することができます。ただし、当日の天候により夜間照明が必要になった場合は追加金(2,060円)を申請することで照明利用が可能となります。

3 使用料

運動施設	昼間	夜間①	夜間②
大和田少年サッカー場	6,000円	8,060円	8,570円

* 市内の小人団体(中学生以下)が利用する場合は、上記表の1/3となります。

* 利用単位は1単位2時間、夜間②は2.5時間となります。

* 使用料について、消費税率の改正に伴い料金改定いたします。(10月1日以降の納入分から)

4 利用取消について

使用料納入後に利用取消をする場合は、利用日の1週間前までに「還付申請手続」を行うことで使用料の半額を還付します。ただし、利用日から1週間以内になると払い戻しできません。

* 「還付申請手続」には、利用許可書、利用者の印鑑及び振込口座名等の記載が必要となります

5 利用日の変更(振替)について

◆悪天候等で使用できなかった場合に限る

ア 「還付申請手続」を行い使用料の全額を還付します。

イ 同条件で「予約システム」にて仮予約を行い、本予約の際に悪雨天時の許可書を提示して振替を行います。

6 鍵の借用(出入口、照明、倉庫)

①出入口の鍵について

利用の前日又は当日に「新座市民総合体育館」まで施設の出入口の鍵を受け取りに来館してください。返却については、**利用終了時間より30分以内**に返却をお願いします。

◆返却が遅れる場合

必ず新座市民総合体育館へ連絡をしてください。連絡無く返却の遅れた団体については、それ以後の申請を取消、次回からの申請受付をお断りすることがあります。

* 利用日が市民総合体育館の休館日にあたる場合は、前日までに来館してください。

* 鍵の紛失には注意してください。

②夜間照明利用について

夜間照明は、各利用団体で専用鍵を使い照明を点灯して頂きます。利用の前日又は当日に「新座市民総合体育館」まで施設の照明の専用鍵を受け取りに来館してください。

③各施設の倉庫内備品の利用について

◆新座市民総合体育館にて倉庫の専用鍵を受け取り利用してください。

* 利用後の施錠は必ず行ってください。

7 施設の種目制限(下記の種目一覧参照)

<大人登録団体> ●は利用可、無印は利用不可

団体登録	市内	市外
サッカー		
フットサル	●	●

<子ども登録団体> ●は利用可、無印は利用不可

団体登録	市内	市外
サッカー	● (小学生以下の団体に限る)	
フットサル	●	●

* その他種目や条件付き施設については、必ず確認してから予約してください。

8 施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。

また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。

9 利用上の注意

- 1 利用時間は、準備から後片付けまでの時間を含んだものです。使用後の整理整頓、清掃は全て利用者が行ってください。
- 2 利用の権利の譲渡・転貸をすることはできません。無断で利用許可内容を変更した場合は、それ以後の利用受付をお断りすることがあります。
- 3 年末年始(12月29日～1月3日)及びその他必要に応じて臨時に休場することがあります。
- 4 **フィールド内での飲食・喫煙や、酒気を帯びての利用はできません。**
- 5 ゴミ等は必ず各自でお持ち帰りください。
- 6 施設及び器具類は、大切に利用してください。
- 7 **危険物の持ち込み及び火気の使用はしないでください。**
- 8 **ペット等を連れての入場やゴルフの練習はできません。**
- 9 敷地内において許可なく物品の販売や貼紙などは固くお断りします。
- 10 駐車場の御利用について
※近隣の方々の御迷惑にならないよう下記を厳守してください。
 - ① 駐車場でスポーツ活動を行うことはできません。
 - ② アイドリングは禁止です。
 - ③ 発着は丁寧に行ってください。
- 11 利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただくことがあります。
- 12 その他施設管理者の指示に従うようお願いいたします。
- 13 フィールド内へは、トレーニングシューズ、スパイク等の運動靴で使用してください。
※人工芝を傷つける場合があるので、ヒールがある靴等では、フィールドに入らないでください。
- 14 人工芝を持ち上げたり、手でむしったりしないでください。
- 15 人工芝が切れたり、下地がへこむ恐れがありますので、硬いもので人工芝に衝撃をあたえないでください。
- 16 ゴムチップが流れてふたが閉まらない恐れがありますので、側溝のふたは開けないでください。
- 17 サッカーゴールは元に位置に戻してください。

利用案内 大和田少年サッカー場



No.	運動施設	住所	夜間照明
1	大和田少年サッカー場	新座市大和田3-8-9	あり

《利用に関する問合せ》

新座市民総合体育館
〒352-0022 新座市本多2丁目1番20号
TEL / 048-478-8011
FAX / 048-478-8013
受付時間 / 午前9時から午後9時
休館日 / 第2・第4月曜日(但し祝日の場合は翌日)

《施設管理者》

新座市体育施設等指定管理者
公益財団法人新座市体育協会